

■ 建築物の耐震化促進のための垂水市の役割

垂水市は今後垂水市内の建築物の耐震化を促進し、国の目標である平成27年度における建築物耐震化率90%を目指して耐震診断及び耐震改修を促進していきます。具体的には以下の項目に基づきます。



1. 耐震診断及び耐震改修の相談体制の構築

2. 専門業者の紹介

3. 総合的な安全対策の推進

4. 耐震改修の指導等

■ 皆さんの地震に対する意識が大切です

地震防災対策の基本は「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが一番重要なことです。

垂水市は垂水市地域防災計画に沿って、振興会との連携を図り、耐震診断及び改修の啓発および活動の支援を行います。いつどこでも起こりうる地震に対して積極的に備えることが、大切な人命や財産を守ることになり、「まち」全体の安全にもつながります。

皆さんもまず、お気軽にご相談をお願いします。



昭和56年6月1日に建築基準法が改正されて構造基準が強化されています（新耐震基準）。

それ以前の基準（旧耐震基準）で建てられた建築物は、大地震等に対する耐震性能が不足している可能性があります。

住宅の耐震に関する相談窓口

垂水市	土木課 建築係	TEL : 0994-32-1111 (内線340)
鹿児島県	土木部 建築課	TEL : 099-286-3710
	大隅地域振興局建設部 土木建築課 建築係	TEL : 0994-52-2188
建築関係団体	(社)鹿児島県建築協会	TEL : 099-224-5220
	(社)鹿児島県建築士事務所協会	TEL : 099-251-9871

垂水市建築物耐震改修促進計画

概要版



平成7年1月の阪神・淡路大震災では、その死者の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものであり、昭和56年以前の建築物に大きな被害が集中しました。

近年、大地震が頻発しており九州においても、平成17年3月に福岡県西方沖地震が発生しました。

「我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない」との認識が徐々に広がりつつあるなか、平成23年3月、三陸沖を震源とする最大震度7 (M9.0) の巨大地震が発生しました。

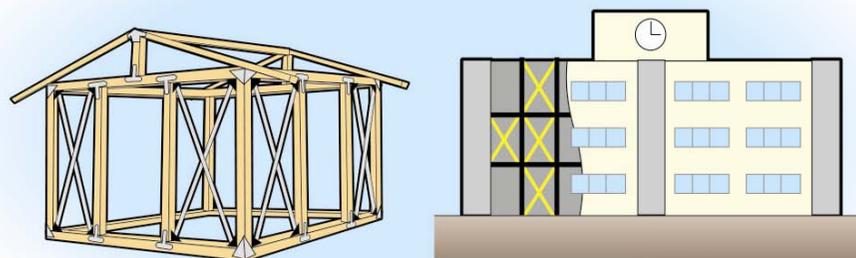
このような認識をふまえて垂水市は、国、鹿児島県と連携しながら、建築物の耐震化の具体的な方策を立てることにより、市公共建築物、住宅及び多数の人が利用する特定建築物などの耐震診断及び耐震改修の推進及び促進を行なうこととしました。



平成23年3月
垂水市

計画の基本的事項

目的	本計画は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律123号、以下「耐震改修促進法」という）第5条第7項に基づき策定します。 本計画は、国、鹿児島県と連携し、垂水市内の市有公共建築物、住宅及び特定建築物の耐震化を図り、具体的方策を定めることにより、地震に強いまちづくりの実現を目指すことを目的とします。
策定期間	計画期間は、国、県の計画に準じ、平成23年度（平成23年4月）から平成27年度（平成28年3月）の5年間とします。また、本計画は、必要に応じて見直しを行うものとします。
計画の対象	対象の区域は、垂水市全域とします。 対象建築物は、建築基準法の新耐震基準が施行された、1981年（昭和56年）6月1日より前に着工された建築物とします。



■耐震化された建物の構造

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

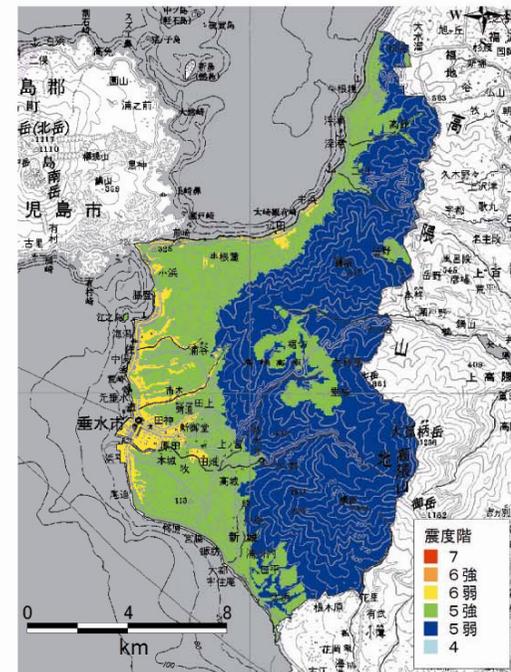
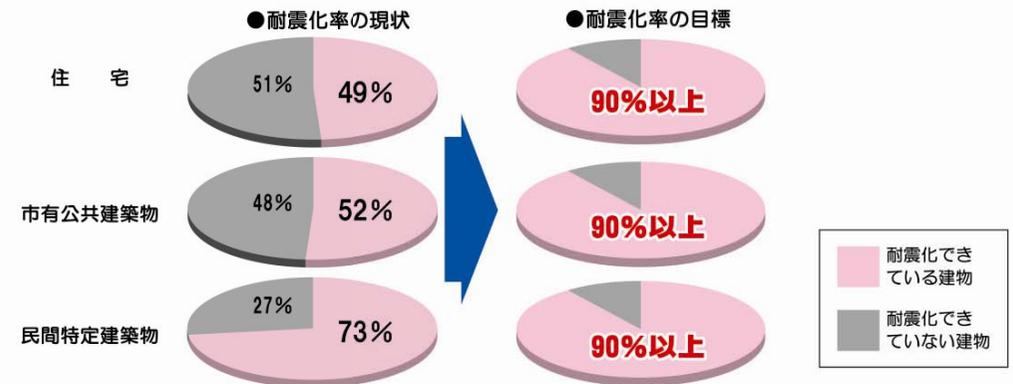
■想定される地震

鹿児島県は過去に、日向灘から本土を通り南西にのびる島々に沿って多くの地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されています。また、県内には、出水断層帯を初めとする活断層も存在しており、活断層が引き起こす直下地震に対する備えも必要です。

桜島大正大噴火の際に、噴火開始から約8.5時間後に発生した、1914年の桜島地震を念頭に、鹿児島湾直下の地震として鹿児島湾西縁断層（M6.8）の地震を想定し、予測震度マップを作成しました。

■耐震化の現状と目標

垂水市内の建築物の耐震化の現状と目標は以下のとおりです（平成23年1月現在）。



■鹿児島湾直下地震による予測震度マップ

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第19号）これをさらに複製又は使用して配布等する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。